中央区マスコットキャラクター「中ウォークん」に関する取扱要領

令和5年7月13日 中央区長決裁

(目的)

第1条 この要領は、中央区のマスコットキャラクター「中ウォークん」の 使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な利用を図るととも に、中央区への愛着が深まり、市民や企業等との協働によるまちづくりの 促進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 名称 中央区のマスコットキャラクターの名称は、「中ウォークん」 という。
 - (2) 表記 「中ウォークん」の表記は、「中」は漢字、「ウォーク」は片 仮名、「ん」はひらがなで表記する。
 - (3) 意匠 「中ウォークん」の意匠は、別図1・別図2に定めるデザイン・色のほか、中央区が作成・保管するデザインをいう。

(権利)

第3条 「中ウォークん」に関する一切の権利は中央区に属し、「中ウォークん」を使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできない ものとする。

(使用申請)

- 第4条 「中ウォークん」の意匠は、営利、非営利に関わらず、無料で使用 できるものとする。
- 2 「中ウォークん」の意匠の使用に関する手続きについては、次に掲げる

とおりとする。

- (1) 使用申請 「中ウォークん」の意匠を使用とする者(以下「使用者」という。)のうち、営業上の販売・宣伝活動等、営利目的使用する者は、あらかじめ「意匠使用承認申請書」(様式1)を中央区長に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 変更申請 「中ウォークん」の意匠を使用する場合、その色及びポーズは、原則として定められたもの(別図1・別図2)を使用することとする。

ただし、「中ウォークん」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、営利、非営利を問わず、使用者は「意匠使用承認申請書」(様式1)に変更箇所を明示して、中央区長の承諾を得たうえで使用できるものとする。

- (3) 前号の規定にかかわらず、「中ウォークん」の意匠について、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合については、申請を要しない。
- (4) 非営利目的で、名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの参加賞等に「中ウォークん」の意匠を使用する場合は、申請を要しない。ただし、「中ウォークん」の色又はポーズについて、定められたもの(別図1・別図2)に変更を加えて使用する場合は、この限りではない。
- (5) 中央区職員が業務で「中ウォークん」の意匠を使用する場合は、第1 号、第2号の申請を要しない。
- (6) 承認通知 中央区長は、前各号の規定による申請に対し、「中ウォークん」の意匠の使用を承認するときは、「承認通知書」(様式2)により、使用者に通知するものとする。

(使用の不承認)

- 第5条 中央区長は次の各号に該当するときは、使用申請を承認しないもの とする。
 - (1) 中央区が特定の個人・法人・政治活動・宗教活動を支援・公認してい

るような誤解を与える場合または、与えるおそれがあるとき。

- (2) 「中ウォークん」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるようなとき。
- (3) 法令や公序良俗に反するまたは、反するおそれがあるようなとき。
- (4) 「意匠使用承認申請書」(様式1)に虚偽の記載があると認められるとき。
- (5) 特定の個人若しくは団体の売名に利用するおそれのあるとき。
- (6) その他、中央区長が不適当と認められるとき。
- 2 中央区長は、前項各号の規定により使用申請を承認しないときは、「不 承認通知書」(様式3)により、使用者に通知するものとする。
- 3 中央区長は各種使用申請を承認した後でも、第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは承認を取り消し、ただちに使用を中止させることができる。

(使用に係る注意事項)

- 第6条 使用者は、「中ウォークん」の意匠の使用に際し、次の各号に掲げ る事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 意匠の使用に際し「中央区マスコットキャラクター「中ウォーク ん」」と表示するなど、中央区のキャラクターであることを明記すること。ただし、中央区の使用が明らかな場合及び中央区長が当該表示を不 要と判断した場合は、この限りでない。
 - (4) 「中ウォークん」の意匠の使用にあたって、自己や第三者へ損害を与 えた場合は、使用者が自己の責任において解決するものとし、中央区は その責を負わないものとする。
 - (5) 使用者は、「中ウォークん」の意匠の使用に際し、故意又は過失により中央区に損害を与えた場合は、中央区が指定した方法により賠償しなければならない。

(使用期間)

第7条 「中ウォークん」の意匠使用承認期間は、一つの行事又は企画の開始から終了までとし、最長で1年間とする。この場合において、それを超えて使用しようとする場合は、当該期間の満了日までに第4条第2項の規定による申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 中央区は、この要領による使用申請に要した費用及び仕様の実施に 係る経費又は役務を原則負担しない。

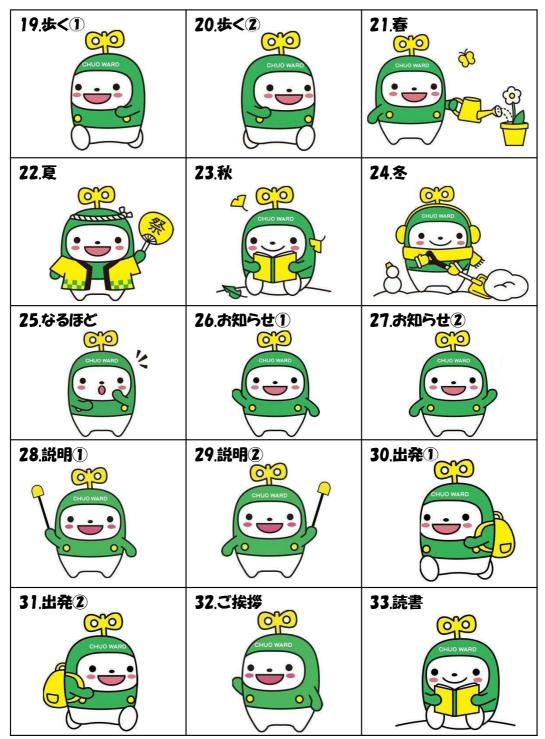
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、「中ウォークん」の使用に関し必要な 事項は、中央区長が別に定める。

(附則)

1 この要領は、決裁日から適用する。







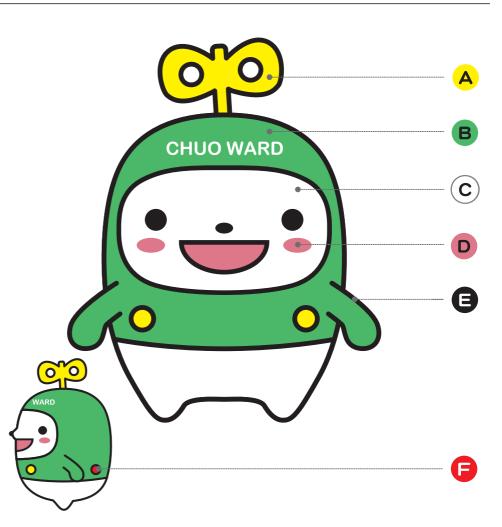


■イラストテータポーズ(年賀状2024)



【別図2】

プロセス4色	
A	Y100
В	C70+Y80
(c)	C0+M0+Y0+K0
D	C10+M65+Y30
B	K100
(M100+Y100



単色アミ指定	
A	20%
В	60%
©	0%
D	40%
B	100%
G	80%

